

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 1 8 回議事録

令和5年（2023年）4月25日開催

第518回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年（2023年）4月25日（火） 午前10時30分から

開催場所 水前寺共済会館グレース 2階 鳳凰

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 西川幸一 平山泉 小森田智大 佐小田眞智子

（欠席委員）浜口多美雄 八塚夏樹

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

（事務局）事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行 参事 郡司掛博昭
技師 對馬康史

議 事

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第2号議案

熊本県有明海区における第15次漁業権切替に関する漁場計画（免許の内容等）について（諮問）

事務局

定刻になりましたので、第518回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第518回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

改めてこんにちは。本日は足元の悪い中ご出席いただききましてありがとうございます。職員の皆さんもだいぶ変わられたようですが、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第518回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は吉本委員と小森田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び漁業の概要について、法令集に添付している資料を用いて説明させていただきます。各資料は上段と下段に分かれており、タイトル部分に番号を付記しております。説明する資料をこちらの番号でお示し致しますので、お手元の法令をご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった漁業は、ばいかご漁業です。

では、ばいかご漁業及び制限措置の概要について説明します。法令集の上から1枚目の裏面の上段の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。3番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっております。有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、資料4番の参考図に青色で色付けしている有共第19号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力

数、漁業を営む者の資格については委員会次第と書かれた資料２ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

許可の申請期間についてです。法令集の上から２枚目の５番をご覧ください。申請期間は、令和５年５月９日から令和５年５月１９日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第１号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第１号議案については次回答申すこととします。

引き続きまして、第２号議案「熊本県有明海区における第１５次漁業権切替に関する漁場計画（免許の内容等）について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。よろしくお願いします。今回は、熊本県有明海区における第１５次漁業権切替に係る漁場計画（免許の内容等）についての諮問でございます。資料は、３ページからになります。座って説明させていただきます。資料の４ページをご覧ください。現在、有明海区においては、漁業法に基づき２１件の共同漁業権、４９件の区画漁業権が免許されておりますが、これらの漁業権につきましては、令和５年８月３１日に期間が満了しますので、新たに９月１日以降の漁業権を免許する必要があります。

漁業権とは、資料のとおり行政庁の免許により、一定水面において特定の漁業を排他的に営む権利のことを言います。漁業権には共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権があります。有明には定置漁業権はありませんので、これ以降、定置漁業権の説明については割愛いたします。免許の存続期間については、共同漁業権は１０年、区画漁業権は５年又は１０年となります。漁業権の存続期間が終わるごとに漁業権切替を行いますが、今回は、存続期間５年の免許と１０年の免許を同時に切り替えることとなります。漁業権の切替にあたっては海面の総合的な利用を促進し、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう、

免許の内容を事前に決定する海区漁場計画を策定しなければならないとされております。

今回お諮りします第15次漁業権切替に係る漁場計画（案）につきましては、昨年の10月13日の第514回の当委員会で照会いたしました、括弧2に簡単にまとめております内容で決定した漁場計画策定方針に基づき、各組合等からの漁場計画策定願の提出を受け、内容を審査し、漁場計画（案）としてとりまとめたものです。

手続の段階としては、左下にスケジュールを示しておりますが、現在、漁場計画（案）については国の機関や市町村等へ送付し、協議を行うとともに、利害関係人の意見を聞くため漁場計画（案）をホームページに掲載しております。アンダーラインがしてあるのが、本日の委員会になります。今後は、漁場計画を決定・公示し、申請期間を経て、本年9月1日に免許となります。申請期間については、資料の12ページにありますが、令和5年6月1日から7月18日までを予定しています。

それでは、漁場計画の内容について、ご説明いたします。資料の5ページから9ページまでが漁業権の内容を取りまとめた表になります。共同漁業権については、漁場計画の番号、これは免許になったときに免許番号になるものです。漁場の位置、第一種共同漁業権は、主に貝類や海藻類を獲る漁業権です。第二種と第三種は網漁業です。次に条件、関係地区、現在の免許番号と漁業権を持っている漁協と続きます。関係地区は行使できる人の住所です。区域の指定等とは、漁港や港湾にはそれぞれ漁港区域、港湾区域があって漁業権が、その区域に入っていることを示しています。漁業種類の追加と削除は現行の免許から第一種から第三種までの漁業のうち何が追加され、何が削除されたか示しています。区画漁業権については、共同漁業権とほぼ同じですが、漁業の時期と養殖できる期間が示されています。期間が限定されている養殖については、その期間内での施設の設置から撤去までを行うことになっています。

条件の欄にあります○数字は、その漁業権に付される条件です。条件の内容については、共同漁業権は10ページ、区画漁業権は11ページにその数字に対応する条件が示されています。例えば5ページの一番上の有共第1号を見てみますと、条件は①④⑤となっています。10ページを見ていただきますと、①は「港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない」④は「港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない」⑤は「港湾管

理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」とあり、免許の際には、これらの条件が付されることになります。15ページ以降は、漁場計画の本文となります。

それでは、資料4ページの右側をご覧ください。漁場計画の概要を現行と比較しながらご説明いたします。免許数は現行免許70件に対して70件の漁場計画としています。共同漁業権の一部で漁業種類を見直しています。第一種区画漁業かき支柱式養殖業を新規で追加しています。あさり・はまぐり養殖業が3件から1件となっています。

まず、共同漁業権ですが、件数は21件から21件で変更はありません。内容に変更があります。先ほど簡単にご説明いたしました、第一種は、あさり漁業、たこ漁業、おごのり漁業など、第二種は小型定置網漁業など、第三種は地びき網漁業などです。具体的な変更は第一種でほんだわら漁業、ひじき漁業、さざえ漁業、かめのて漁業が追加されました。第二種では雑魚建干網漁業が追加され、第三種では雑魚地びき網が削除されています。区画漁業権については49件から49件で全体の件数の増減はありませんが、あさり・はまぐり養殖が2件減り、かき養殖が2件新規で増えています。

また、参考として漁場権の位置が分かるよう漁業権連絡図をお配りしております。

今後のスケジュールとしましては、公聴会を5月16日午前10時30分から熊本テルサで開催いたします。

説明は以上になりますが、短期間でボリュームのある内容を検討する必要があることから、錯誤、誤植等で一部、文言等の変更がある場合が想定されますので、内容について大きな影響がない部分については、御一任いただきたいと思います。これを含めまして、漁場計画（案）を委員会へお諮りしたいと思います。水産振興課からは以上です。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

第三種区画漁業権の定義をちょっと説明してほしいです。

水産振興課

第三種区画漁業権は、貝類の地まき式養殖が第三種になります。

藤森委員

あさがり2件減って、はまぐりが1件残った。減ったのは行使実態

が実際運用していなかったということで2件減ったということ。
はまぐりに対しては残ったということは実態があったということ。と
いうことは、この定義というのは、地区内に住居を有し、だろ。そし
て、第三者がそれを行使するというのが、養殖の定義じゃなかったか
な。どがんですか。

水産振興課

すみません、説明させていただきます。

第三種区画の定義は、申し上げたとおり、基本的には、地まき式の
貝類養殖になります。基本的には漁業協同組合の方に免許いたします
ので個人免許ではないので団体として免許するので、その組合員の方
が行使規則に基づいて行使をされる。組合の方が行使者を決定し
て、そこで総会に諮られて、行使者を決められたうえでその行使者が
この漁場を行使されるという形になっております。

藤森委員

組合が行使するじゃなくて、組合が総会をもって行使料を決める、
また地区内に住居を有する正組合員に対して行使をさせる、というの
が定義じゃなかったかな。

水産振興課

行使者を決定するという形になりますで、組合員の方でという形に
はなりません。正組合員とは限らないです。総会の方で決議されて、と
いう形になっています。

藤森委員

過去には5年間の経験があるとか、10年間の経験があるとかいう
て制限しよったわけね。他の者が入らんように、特に川口なんかは。
そういう制限は各組合でできるわけたい。しかしそれは、突かれれば
違法性になるわけ。独禁法になるわけだから。しかし現実的に個別
に、はまぐり養殖の件だけど、うちは組合で総会にあがって金額を決
めて行使させるわけ。じゃ、はまぐりの方がたい、そういう実態があ
るかということを明確にしとかんかったら、これ突かれたときにね、
我々はいいいけども、県が耐えられるかは、そこはぴしゃっとしとかん
といかんよって話をしたいわけ。

水産振興課

私の方から説明させていただきます。今回の漁業権につきまして
は、先にこちらの方でご報告させていただきました漁業法第90条に
基づく報告というのが新たにありまして、漁場をどういうふうに行使
してあるか、いわゆる区画漁業権についても共同漁業権についても報
告を受けてます。その中で実績が有る無しというところをきちんと報

告させていただいた上で、県としましてはその部分をきちっと精査するというので、疑義があるという部分については委員会の方にもお諮りさせていただきましたけど、さらなる調査をするということで、一部のそういう漁場の利用が分からない部分についてとか、実績が無い部分については調査をさせていただいております。その上できちっと実績があるというふうに資料を確認させていただいて、必要に応じてヒアリングをさせていただいたうえで、実態があるということを確認しましたので、今回それらのものについては実績があるということで、今回漁場計画を立てさせていただいております。以上です。

藤森委員

その実態をね、この調整委員会で開示はできんわけ。

水産振興課

例えば、のり漁場であれば、個人が特定されない形で、行使者が数十人とかという形になるわけですから、個人の経営が分からない形なので、概要なりを示すことができると思いますけど、一部の漁業につきましては個人の営利とか内容とかが特定されるような形もあるものですから、その部分については、委員会でお示しすることはできないと判断しております。

藤森委員

じゃ、結果的にこの2件が、今、行使実態が無いからやめさせた。しかし、沖新はそのまま残っていると。こういうなったときに、住吉、海路口が、何らかの形で不服申し立てしたときは、どうするわけ。

水産振興課

今度、公聴会がありますので、そちらの方で意見を述べられて、その時にはご説明、一部はご返答する可能性があります。実績ってというのは、いわゆる種苗が手に入らなかったりとか、種がうまく生産できなかったりとかということがありますので、量の問題ではなくて、漁業の形態としてあるか否かです。これらを含めて行使実態があるというふうに判断いたしましたものですから、今回の場合は免許するための計画を立てることになります。

藤森委員

過去30年、35年もしとる行使の中で1年2年の種がいなかったとか、いるとか、いう問題じゃないと思うわけたい。過去にずっとそこにはあるわけだから、そこに何人の組合員が、そこに依存して生計を立てて、またどういう販売の仕方をしよるかという問題が出てきたときに対応できるような説明をせんかったらたい、これは大きな問題

	になると思うから、一応注意という形でよかですか。以上です。
水産振興課	分かりました。今後とも第三種区画漁業につきましては、きちっと県の方で確認させていただくということも含めて、漁場の行使につきましては、1年に一度きちっと報告するという形になっておりますので、その報告については1年に1回、海区漁業調整委員会にも報告するとなっております。その中で行使実態がないものにつきましては、県としても然るべき調査をしたりとか、確認をしたりとか、ヒアリングをしたりとか、という形になると思います。きちっと見ていきたいというふうに思っております。以上です。
議長	いいですか。他には何かございませんか。
平山委員	漁業法第90条第1項の漁業権者からの知事への報告というのは、報告の内容というのはそれぞれの行使者、個人が特定される形の情報まで報告されているのですか。
水産振興課	いわゆる個人免許という形につきましては、そのもの個人の情報があがってくる、という形になります。共同漁業権につきましては、区画漁業権もそうなんですけど、何人行使されてます、どれくらい生産上がりました、という情報が上がってくる形になっております。
平山委員	組合免許の行使者まで分かるということですか。
水産振興課	区域に応じて、きちっと行使者が何名いて、2名なら2名、1名なら1名という形になりますので、極端な話、のり漁場でここは1名しかしてない、生産量はこれくらい揚がっていますということが明記される形になります。魚類養殖も同じですけど、例えば何々養殖についてはこの人しか行使していない、外形的にわかるというのが全て生産量があがってくるという形になりますので、個人の中身が分かるという形になります。
平山委員	知事への報告の内容について、委員会あたりに報告されるときは個人情報保護法の規定に基づいて、個人が特定されないような形で報告されるということですね。
水産振興課	基本的には問題がある部分、問題がない場合については問題ありま

せんと。問題がある部分が何件ありましたという形での報告をさせていただきます。

平山委員

ありがとうございます。

藤森委員

今の話の続きだけど、例えばあさりの産地偽装問題があるでしょうが、例えばうちの養殖場に、今日、中国の貝を何トン入れました、どこの場所に入れましたと、業者から組合に上がってくるわけです。それをデータでまとめていって報告するわけ。そこんところ言うとか、組合が全部管理しとるわけ。

水産振興課

おっしゃったとおり、事柄においてはですね、その場で深く調査をさせていただきます。

藤森委員

特に今後は厳しく・・・。

議長

他に何かございませんか。

委員

はい。

議長

無いようですので第2号議案については意見無しということでよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは意見がない旨、答申します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。事務局からありませんか。

水産振興課

水産振興課でございます。前回のですね、委員会の方で決議いたしましたシラスウナギの特別採捕許可についてですけれども、国の方が示しました4月30日までという期間で、たも抄いの方ですね延長しまして、現在、県下のたも抄いが4月30日まで操業可能となりまして、まだちょっと操業の実績の方については、まだあがってきている途中ですので、まだとりまとまっておりませんが、延長になりました、ということをお報告させていただきます。

藤森委員	その件については、八代海がものすごく喜んでる。一応報告ありました。ありがとうございました。
議長	じゃ、いいですね。
委員	はい。
議長	これで第５１８回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。